

ご契約のしおり・共済約款

乗組員厚生共済(ノリコー) 遊漁船等共済契約



JF JF共済

令和2年4月版

はじめに

ご契約をお申込みいただきありがとうございました。

この「ご契約のしおり・共済約款」には、乗組員厚生共済遊漁船等共済契約についての大切なことがらが記載されております。ご契約に際しては、ご一読のうえ、共済証書とともに大切に保管してください。

お願いとお知らせ

■共済契約にご加入の際には共済約款をご一読ください。

- この冊子に掲載しているご契約のしおりおよび共済約款をご一読され、ご契約の内容や告知などについてよくご理解いただきますようお願いいたします。
- 「ご契約のしおり」は、ご契約についての大切なことがらをわかりやすくご説明したものです。「共済約款」とあわせてご一読ください。
- 「共済約款」はご契約のご加入からお支払いまでのいろいろなことをとりきめたものです。共済証書・ご契約に関する重要事項（契約概要・注意喚起情報）と共に大切に保管し、ご利用ください。

■共済契約申込書（告知欄を含みます。）は、ご自身で正確にご記入ください。

- 共済契約申込書は、共済契約にとって重要な内容ですので、共済契約申込者ご自身でご記入し、漁業種類や使用漁船などに関することや保障の対象となる方などのご記入内容を十分お確かめのうえで、ご署名とご捺印をお願いいたします。

■お申込内容などのご確認について。

- ご契約のお申込み後または共済金のご請求の際、お申込内容や告知内容についてご確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■共済証書の内容をよくご確認ください。

- ご契約をお引受けした場合は、共済証書を交付いたします。もし、共済証書の記載内容がお申込みいただいた内容と違っていたときは、遅滞なく組合にご連絡ください。

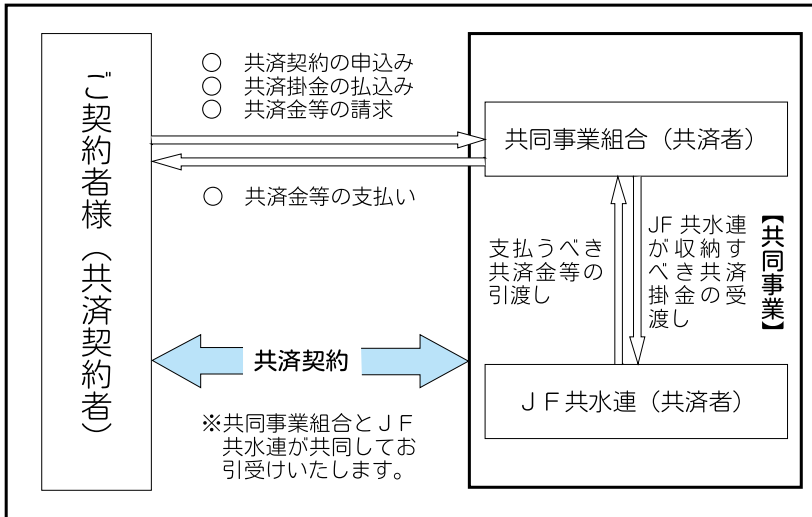
■共済証書は大切に保管してください。万が一共済証書が届かない場合または紛失された場合には、遅滞なく組合へご連絡ください。

■わかりにくい点がありましたら、ご遠慮なく組合におたずねください。

JF 共済事業のしくみ

JF 共済は、水産業協同組合法にもとづいて共同事業組合とJF共水連が運営する共済です。共済契約は、共同事業組合とJF共水連が共同でお引受けいたします。

【共同事業組合とJF共水連の共同事業方式概要図】



- 共同事業組合：JF 共済のお客様窓口です。共済契約のお申込み・共済掛金のお払込み・共済金のご請求などの手続きは組合でお受けいたします。
- JF 共水連：全国の組合が会員となり組織している団体であり、企画・開発・資金運用などさまざまな面で組合と一体となってJF 共済事業を運営しています。

(注1) 将来、万が一共同事業組合の経営が困難になった場合でも、共済契約は、他の共同事業組合とJF共水連が共同して、またはJF共水連が単独でお引受けすることにより、保障を継続してまいります。

(注2) JF共水連が単独でお引受けする場合は、共同事業方式とは異なりJF共水連が共済者となり、直接ご契約のお引受けをし、保障を行う方式となります。

・共済事業を行わない漁業協同組合などを通してご契約した場合には、JF共水連が単独でお引受けします。そのとき、共済事業を行わない漁業協同組合などが共済事業の事務を行います。

個人情報の取扱い

【個人情報の利用等にかかわるご説明】

（個人情報の取扱い）

個人情報とは、生存する個人についての氏名、生年月日、住所等の情報で、これらに資産、病歴その他の情報を含むこともあります。組合と JF 共水連は、ご契約者・被共済者等から取得した個人情報を、原則として組合職員および JF 共水連職員が取り扱います。

なお、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）は、共水連職員が法令により認められる範囲内で取り扱います。

また、組合および JF 共水連で保有する個人情報は、可能な限り最新の状態に保つよう努めます。

（個人情報の取得・利用目的）

組合および JF 共水連は、共済事業において必要となる個人情報を、以下の目的で取得・利用します。

1. 共済契約の引受け、契約内容の変更（異動）等、復活または共済掛金の口座振替
2. 掛金の払込案内または契約の復活案内等の契約の維持管理に関する案内
3. 共済証書貸付けまたは共済掛金の振替貸付け
4. 共済金や給付金の支払い
5. その他共済規程および共済約款等に定める契約の履行、サービスの提供
6. 新たな共済保障の提案
7. 新たな共済商品、サービスの研究・開発
8. 市場調査（アンケート調査等）
9. 共済商品の案内・勧誘および各種共済サービスの提供
10. その他、共済契約の適切かつ円滑な履行

（個人情報の共同利用）

組合および JF 共水連は次のとおり、組合員・利用者等の個人データを共同利用します。

1. 共同利用する個人データの項目
 - ①基本情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、資産等）
 - ②共済契約関連情報（共済契約内容、共済契約関係者氏名、告知内容、事故報告等）
 - ③取引関連情報（決済口座、掛金払込み、共済金等支払いの取引内容等）
 - ④個人識別符号（運転免許証番号、パスポート番号等）
 - ⑤要配慮個人情報（病歴等）
 - ⑥その他共同利用する者の利用目的のために必要な情報
2. 共同利用する者の範囲
組合および JF 共水連
3. 共同利用する者の利用目的
 - ①共済契約引受けの判断
 - ②共済契約の継続・維持管理
 - ③共済金等の支払い
 - ④共済規程および共済約款等に定める契約の履行その他共済契約者サービス
 - ⑤市場調査または組合および JF 共水連が提供する商品・サービスの開発・研究等
 - ⑥業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先への提供
 - ⑦組合および JF 共水連の提供する商品・サービスに関する各種の情報の提供等
4. 個人データの管理について責任を有する者
組合および JF 共水連

(個人情報の開示、訂正、利用停止等)

1. 被共済者・年金受取人または組合員から、組合または JF 共水連が保有するご本人の個人情報に関し請求があったときは、組合または JF 共水連は遅滞なく、これをご本人に開示し、またはそのご指示に従い、訂正や利用停止等の対応をいたします。
2. 本来の使命を終えた個人情報は即刻消去します。

【個人情報の取得および利用目的の詳細事項】

(共済契約申込、異動請求、復活申込または口座振替依頼の際に取得する個人情報)

1. 共済契約申込書、異動請求書または復活申込書では、共済契約の引受け、異動または復活に必要な情報として、ご契約者・被共済者等の氏名、性別、生年月日、住所のほか、健康状態、職業等の情報を取得させていただきます。
2. 口座振替依頼書では、共済掛金をご契約者指定の口座から振り替えるため、ご契約者の氏名、住所、口座名義人、口座番号等の情報を取得させていただきます。
3. 共済契約の引受け、異動、復活または口座振替依頼の際にご契約者から取得する個人情報については、その本来の目的以外には使用しません。
4. 契約申込時、異動時または復活時に告知いただく健康状態または既往症等のセンシティブ（機微）な個人情報については、引受け、異動または復活の可否、条件付での引受け、異動または復活の可否にのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。
5. JF 共水連が他の保険会社（海外の再保険会社等を含む。）に再保険を付す場合は、その再保険会社に個人情報を開示することがあります。

(ご契約者からの契約貸付関連申込の際に取得する個人情報)

1. 契約貸付け（共済証書貸付け、被共済者貸付けまたは共済掛金振替貸付け）に必要な情報として、ご契約者・被共済者等の氏名、住所等の情報を取得させていただきます。
2. 契約貸付けの際にご契約者から取得する個人情報については、その本来の目的以外には使用しません。

(共済金受取人からの共済金等支払請求の際に取得する個人情報)

1. 共済金等の支払に必要な情報として、ご契約者・被共済者・共済金受取人等の氏名、住所等の情報を取得させていただきます。
2. 共済金等の支払の際にご契約者から取得する個人情報については、その本来の目的以外には使用しません。
3. 診断書等のセンシティブ（機微）情報およびご契約の内容等について、次のように取扱います。
 - ①支払の可否の判定のため診断書等を記載した医師に照会することがあります。
 - ②他の共済団体や保険会社または調査会社等に照会することがあります。
 - ③ JF 共水連が他の保険会社（海外の再保険会社等を含む。）に再保険を付していた場合は、その再保険会社に開示することがあります。
4. 提出された診断書等のセンシティブ（機微）な個人情報については、その本来の目的以外には使用しません。
5. JF 共水連が他の保険会社（海外の再保険会社等を含む。）に再保険を付していた場合は、その再保険会社に個人情報を開示することがあります。
6. 法令により必要と判断される場合、その他個人情報の取得・利用目的を達するために、必要な範囲内で取得した個人情報を第三者に提供することがあります。

(漁家情報)

漁家調査等に関し、入手する個人情報については、お勧め商品の作成および勧誘等に利用しません。

ご契約のしおり・共済約款 目次

■乗組員厚生共済 遊漁船等共済契約 ご契約のしおり 目次	
〔主な共済用語のご説明〕	1
〔ご契約の特徴としくみについて〕	2
〔共済責任の開始と保障期間について〕	2
〔共済金のお支払いについて〕	3
〔共済金のお支払いができない場合について〕	4
〔共済金のご請求について〕	6
〔ご通知について〕	7
〔ご契約の解約について〕	7
〔割戻金について〕	8
〔J F 共済の相談・苦情窓口のご案内〕	9
■乗組員厚生共済 遊漁船等共済約款 目次	
〔普通約款〕	
1 用語の定義（第1条）	13
2 共済契約の締結および共済責任（第2条～第5条）	15
3 共済金の支払いに関する事項（第6条～第13条）	17
4 一般条項（第14条～第38条）	22
〔特約〕	
入院給付担保特約	33
〔別表〕	
別表1 請求書類	36
別表2 対象となる不慮の事故	38
別表3 後遺障害等級表	40
■身体部位の説明図	48
■J F 共水連各事業本部・事務所等所在地	49

乗組員厚生共済
遊漁船等共済契約

ご契約のしおり

主な共済用語のご説明

主 契 約	共済契約の最も基本となる契約部分で、特約を付加する対象となっている主たる部分のことです。不慮の事故による死亡および後遺障害を保障します。
特 約	共済契約の保障内容を充実させるためや特別な条件で共済契約をお引き受けするために付加することができるものです。
共 済 期 間	保障が行われる期間（共済者がその期間内に共済事故が発生した場合に共済金のお支払いの責任を持つ期間）のことです。
責 任 開 始 の 時	共済期間初日の時刻、または共済契約の復活が行われた場合の最後の復活の効力が発生するときをいいます。
共 済 証 書	ご加入いただいた共済金額、共済期間、付加された特約などのご契約内容を具体的に記載したものです。ご契約が成立すると組合から共済契約者へお渡しします。
共 済 契 約 者	組合およびJF共水連と共済契約を締結し、ご契約上の権利（ご契約内容の変更にかかる請求権など）と義務（共済掛金のお支払いなど）を有する方をいいます。
被 共 済 者	保障の対象者となっている方で、死亡および後遺障害などに関して共済金が支払われる方をいいます。
共 済 掛 金	共済契約の保障の対価として共済契約者からお払込みいただくお金のことです。
告 知 義 務 と 告 知 義 務 違 反	共済契約者と被共済者には、ご加入に際し、漁業種類や使用する船など遊漁等に関するものなど、組合がおたずねする重要なことについて事実を正確にご回答いただく義務があり、このことを告知義務といいます。その際に、事実を回答されなかった場合、または事実と異なることを回答された場合は、告知義務違反として、ご契約が解除され、共済金等のお支払いができないことがあります。
返 戻 金	ご契約を解約された場合などに、共済契約者に払い戻すお金のことです。
割 戻 金	共済事業の決算（年1回）において剰余金が生じた場合に共済契約者に分配してお支払い（還元）するお金のことです。
不 慮 の 事 故	急激かつ偶発的な外来の事故で、かつ共済約款別表2「対象となる不慮の事故」によるものをいいます。

ご契約の特徴としくみについて

- 乗組員厚生共済遊漁船等共済契約は、対象となる遊漁船等に搭乗している人が、搭乗中に生じた不慮の事故を原因とする死亡および後遺障害を保障する共済です。
 - ・ご契約は遊漁船等の定員数で行います。（常に遊漁船等の搭乗者名簿を備え、いつでも組合が閲覧できるようにしておいてください。）
 - ・遊漁船等に搭乗してから下船するまでの間に生じた不慮の事故に限り保障します。
 - ・共済証書の告知事項欄に「瀬渡し業務を行う。」と記載されている場合には、一時的に遊漁船等を離れて岩場等において遊漁を行っている間についても保障します。
- 入院給付担保特約を付加することにより、遊漁船等の搭乗中の不慮の事故による入院を保障することができ、保障内容を充実したものとすることができます。（詳しくは「遊漁船等共済約款 入院給付担保特約第5条」をご参照ください。）

共済責任の開始と保障期間について

- 共済契約のお申込みをされ、組合がそのお申込みを承諾したときは、そのお申込みがなされた日を契約日とします。共済掛金は、かならず、ご契約のお申込みと同時にお払込みください。
- 共済責任は、共済証書に記載された共済期間の初日の午後4時（共済証書にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）から開始します。
- 共済期間は、原則として1年とします。ただし、遊漁等を行う期間にあわせた月単位（1か月以上12か月未満）で設定することもできます。

（例：共済期間を1年とする場合）

4/1 午後4時等

翌年4/1 午後4時

責任の開始

- ▲ 申込書の提出日
- ▲ 組合が承諾した日
- 共済掛金のお払込み日

- 上記共済期間中の遊漁船等に搭乗中に生じた不慮の事故を原因とする死亡、後遺障害および入院（入院給付担保特約を付加する場合に限ります。）について保障します。
なお、遊漁船等に乗船する前や、下船した後に生じた不慮の事故によるものは保障できませんので、ご注意ください。

共済金のお支払いについて

お支払いする共済金には、次のものがあります。

(詳しくは「遊漁船等共済約款 普通約款第 6 条および入院給付担保特約第 5 条」をご参照ください。)

お支払いする共済金	共済金のお支払い事由	お支払いする共済金の額	共済金受取人
死亡共済金	被共済者が、責任開始の時以後の共済期間内に生じた遊漁船等に搭乗中の不慮の事故のあった日からその不慮の事故を直接の原因として200日以内に死亡されたとき	1 被共済者あたりの主共済金額	被共済者の相続人
傷害共済金	被共済者が、責任開始の時以後の共済期間内に生じた遊漁船等に搭乗中の不慮の事故のあった日から200日以内にその不慮の事故を直接の原因として共済約款別表 3 「後遺障害等級表」に掲げる後遺障害の状態になられたとき	1 被共済者あたりの主共済金額×共済約款別表 3 「後遺障害等級表」の支払率	被共済者
入院共済金	被共済者が責任開始の時以後の共済期間内に生じた遊漁船等に搭乗中の不慮の事故を直接の原因として、その事故のあった日から200日以内に入院したとき	入院給付担保特約の共済金額×入院日数	被共済者

※ 入院共済金のお支払いは、入院給付担保特約を付加した場合に限ります。

(ご留意いただきたい事項)

○不慮の事故について

「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故で、かつ共済約款別表 2 「対象となる不慮の事故」の事故に該当するものをいいます。

○共済金の額について

- 被共済者が12歳未満である間に共済金の支払事由が発生した場合の共済金の額は、上記の「お支払いする共済金の額」に2分の1を乗じて得た額となります。
- 2人以上の被共済者について、同一の日に不慮の事故が生じ、支払うべき共済金の合計額が共済証書に記載された総共済金額を超えるときは、その合計額に対する総共済金額の割合によって共済金を支払います。
- 死亡共済金を支払う場合において、同一の不慮の事故によりすでに傷害共済金をお支払いしている場合には、上記の「お支払いする共済金の額」からすでにお支払いした傷害共済金の額を差し引いて死亡共済金をお支払いします。
- 1 被共済者にかかる傷害共済金のお支払いは、その被共済者に対する支払率を合計して、100%を限度とします。
- 共済金のお支払いの対象となる入院日数は、入院した日を初日として、1回の事故について200日を限度とします。

共済金のお支払いができない場合について

次のような場合などには、共済金のお支払いはできません。

1. 共済金のお支払いができない事由に該当した場合

(詳しくは「遊漁船等共済約款 普通約款第7条および入院給付担保特約第6条」をご参照ください。)

共済金の種類	共済金のお支払いができない事由
死亡共済金	① 被共済者、共済契約者または共済金受取人の故意または犯罪行為による とき ② 被共済者の重大な過失によるとき ③ 被共済者の精神障害または泥酔の状態を原因とするとき ④ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間または酒 気帯び運転している間に生じた事故によるとき ⑤ 被共済者に対する刑の執行によるとき
傷害共済金	① 被共済者、共済契約者または共済金受取人の故意または犯罪行為による とき ② 被共済者の重大な過失によるとき ③ 被共済者の精神障害または泥酔の状態を原因とするとき ④ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間または酒 気帯び運転している間に生じた事故によるとき
入院共済金	⑤ 被共済者に対する刑の執行によるとき ⑥ 外傷性頸部症候群または腰痛その他の症状を訴えている場合であって も、それを裏付けるに足りる医学的他覚的所見のないもの

※ 入院共済金は、入院給付担保特約を付加した場合に限ります。

2. ご契約が取り消されたとき

○共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって共済契約を締結したとき。

3. 告知義務違反による解除の場合

遊漁船の業務内容について、故意または重大な過失によって事実を正確に回答されなかったり、事実と異なることを回答されたため、ご契約が告知義務違反により解除されたとき。

(詳しくは「遊漁船等共済約款 普通約款第17条から第19条」をご参照ください。)

4. 重大事由によってご契約が解除されるとき

○共済契約者、被共済者または共済金受取人が、組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として共済金の支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたとき。

○共済金受取人が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたとき。

○共済契約者が、次のいずれかに該当するとき

ア. 反社会的勢力に該当すると認められること

- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 法人である場合は、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- 組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。
- ※ 重大事由に該当することが判明したときは、共済金のご請求の有無に係わらず、契約が解除される場合があります。
- (詳しくは「遊漁船等共済約款 普通約款第23条」をご参照ください。)

共済金のご請求について

共済事故が発生した場合は、組合にご連絡のうえ、共済金受取人は、共済約款別表1「請求書類」に記載された必要書類をご用意され、遅滞なく組合に共済金のご請求の手続きを行ってください。

○共済金などのご請求の際、組合は、共済事故の内容について確認させていただくこととなりますのでご了承ください。

（ご留意いただきたい事項）

- ① 共済金などをご請求する権利は、行使することができることから3年間行われなかった場合には、時効によって消滅します。
- ② 請求書類のお取扱いについて
共済金のご請求の際に提出いただいた書類および組合で共済事故について確認させていただいた内容については、ご返却および公開をいたしません。

《参考》

手続きにご用意いただく主な書類	保管・取得先
共済証書	共済契約者ご自身が保管されています。
被共済者の戸籍抄本または住民票の写し もしくは住民票記載事項証明書	市町村役場の窓口
共済金受取人の印鑑証明書	市町村役場の窓口
証明書（診断書）（組合が指定したもの）	組合の窓口でお渡しした用紙に、医師に記入してもらってください。
共済金支払請求書	組合の窓口
その他（必要な場合に組合からご連絡します。）	組合の窓口・その他

※ 共済金などのご請求に必要な書類を提出いただく等、共済約款に定めるご請求手続きを完了されましたら、組合にご請求に必要な書類が到着した日の翌日から30日以内に共済金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、共済金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、確認が必要な事項および確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。

（詳しくは「遊漁船等共済約款 普通約款第10条」をご参照ください。）

ご通知について

次のような場合には、遅滞なく組合までご連絡ください。ご連絡がない場合、組合からの各種のご通知や共済金等のお支払いができなくなる場合があります。

- ① 遊漁船等の業務に変更があった場合
- ② 共済期間中に遊漁船等が、廃船・譲渡などにより変更となった場合
- ③ 共済契約関係者を変更する場合
 - ア. 共済契約者を変更する場合
 - イ. 被共済者の人数を変更する場合
- ④ その他

○転居、住所変更などの理由によって、組合へお届けいただいている共済契約者のご住所を変更するとき。

○共済契約者をご結婚などによって改姓したり、改名するとき。

○共済証書を紛失したとき。

ご契約の解約について

やむをえずご契約を解約される場合には、すでにお払込みいただいた共済掛金のうち、まだ到来していない期間に相当する金額について、以下の計算方法により算出した金額を解約返戻金としてお支払いします。ただし、共済期間を1か月とする共済契約にあっては、返戻金をお支払いしません。

計算方法

すでにお払込みいただいた共済掛金からすでに経過した期間に対する下表の短期率によって算出した共済掛金を差し引いたその残額が返戻金の額となります。

解約返戻金

=

払い込まれた
共 済 掛 金

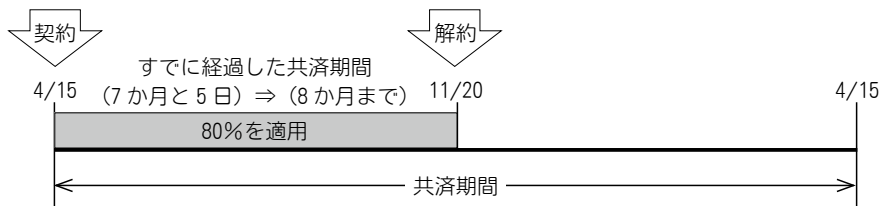
－

すでに経過した共済期間に対する
短期率によって算出した共済掛金

《短期率表》 すでに経過した共済期間に対する短期率

すでに経過した共済期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで
割合	20%	30%	40%	50%	60%	70%	75%	80%	85%	90%	95%

—例—



※ 詳細は組合にお問い合わせください。

※ ご契約を解約される場合には、組合所定の請求書に共済契約者ご自身でご署名とご捺印をされ、共済証書を添えてお申し出ください。その際には、まだ請求していない共済金がないかを十分ご確認ください。

割戻金について

割戻金は、確定したものではなく、今後の経済情勢、決算結果などによりお支払いできない場合があります。

J F 共済の相談・苦情窓口のご案内

J F 共済では、ご利用者の皆さまに、より一層のご満足をいただけるサービスを提供できるよう、下記の窓口においてご相談および苦情を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 まず、ご加入先の組合（J F）までお申し出ください。
- 2 ご加入先の組合（J F）以外にJ F 共水連の窓口でもお受けいたします。

巻末（P49）記載のJ F 共水連窓口までお申し出ください。

※ J F 共水連の窓口では、J F 共済全般に関するご相談・お問い合わせをお電話でお受けしております。苦情などのお申し出があった場合には、お申出者のご了解を得たうえで、ご加入先の組合（J F）に対して解決を依頼します。

- 3 苦情などのお申し出については、ご加入先の組合（J F）と連携を図りながら対応いたしますが、解決がつかない場合には、下記の一般社団法人 日本共済協会共済相談所へご相談いただくこともできます。

一般社団法人 日本共済協会では、審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
電話番号 03-5368-5757
受付時間 9:00～17:00
(土日・祝祭日および12月29日～1月3日を除く)

乗組員厚生共済 遊漁船等共済約款

(この共済約款の読み方)

- (1) 乗組員厚生共済契約は、共済事業を行う漁業協同組合または水産加工業協同組合（以下「組合」と総称します。）と全国共済水産業協同組合連合会（以下「共水連」といいます。）が共同でお引き受けする共済契約と共水連が単独でお引き受けする共済契約の2つの種類の共済契約があります。

この共済約款は、組合と共水連が共同でお引き受けする共済契約を前提として規定していますので、共水連が単独でお引き受けしている共済契約につきましては、この共済約款の規定中の「組合」を「共水連」とお読みかえください。

- (2) 共済約款中、①②③…の番号が付してある場合には、該当する備考の欄の説明を参照してください。

目 次

乗組員厚生共済 遊漁船等共済約款

〔普通約款〕

1 用語の定義	13
2 共済契約の締結および共済責任	15
3 共済金の支払いに関する事項	17
4 一般条項	22
(1) 共済掛金の分割払い	22
(2) 告知および告知義務違反による解除	23
(3) 通知義務	24
(4) 共済契約の取消し，解約および解除	24
(5) 返戻金の支払い	26
(6) 共済契約の変更	28
(7) 割戻金の割戻し	29
(8) その他の事項	30
(9) 全国共済水産業協同組合連合会の共済責任	31

〔特 約〕

入院給付担保特約	33
----------	----

〔別 表〕

別表 1 請求書類	36
別表 2 対象となる不慮の事故	38
別表 3 後遺障害等級表	40

乗組員厚生共済 遊漁船等共済約款
(普通約款)

遊漁船等共済契約の主な内容

遊漁船等共済契約は、遊漁船等の搭乗者に対し、次の保障を行うものです。

	保障の主な内容	共済金の額
死亡共済金	被共済者が責任開始の時以後に生じた遊漁船等に搭乗中の不慮の事故により死亡したとき	1 被共済者あたりの共済金額
傷害共済金	被共済者が責任開始の時以後に生じた遊漁船等に搭乗中の不慮の事故により後遺障害の状態になったとき	1 被共済者あたりの共済金額×所定の支払率

1 用語の定義

第1条 [用語の定義]

この共済約款において使用される主な用語の定義は次のとおりとします。

用語	定義
責任開始の時	第3条 [組合の責任開始] による共済責任の初日の時刻または第16条 [共済契約の復活] による共済契約の復活が行われた場合には、最後の復活の効力が生ずる時をいいます。
共済契約の効力の発生の時	第3条 [組合の責任開始] による共済責任の初日の時刻をいいます。
不慮の事故	急激かつ偶発的な外来の事故で、かつ別表2 [対象となる不慮の事故] によるものをいいます。
後遺障害の状態	傷害または疾病が治癒した後に残存する精神的または身体的なき損状態であって、医師がその状態について症状固定していると認めた場合をいいます。
遊漁船等	遊漁船業の適正化に関する法律第2条第1項の遊漁船業の業務①の用に供する船舶または納涼、遊覧もしくは飲食物の提供を目的とする船舶で組合が定める船舶をいいます。
1 被共済者あたりの共済金額	共済証書に記載された主契約②の総共済金額を総定員数で除した額をいいます。
総共済金額	共済証書に記載された主契約②の総共済金額をいいます。ただし、その共済契約につき死亡共済金または傷害共済金③の支払いがあった後における総共済金額は、その共済金を支払う直前の総共済金額から、その共済金の額を控除した額とします。

備考

- ① 「遊漁船業の業務」には、遊漁船が、納涼、遊覧もしくは飲食物の提供またはこれらに類似の業務を一時期に限って行う場合を含みます。
- ② 「主契約」とは、普通約款の規定による共済契約をいいます。
- ③ 「傷害共済金」は、1被共済者につき別表3〔後遺障害等級表〕に掲げる後遺障害の状態に該当したことにより支払われるべき共済金の額が、1被共済者あたりの主契約③の共済金額に相当するものに限ります。

2 共済契約の締結および共済責任

第2条 [共済契約の締結]

遊漁船等共済契約①は、この共済約款によって締結します。

備考

- ① 「遊漁船等共済契約」とは、普通約款の規定による共済契約（以下「主契約」といいます。）と特約をあわせた共済契約（以下「共済契約」といいます。）をいいます。

第3条 [組合の責任開始]

- 1 組合が共済契約の申込みを承諾したときは、組合の共済契約上の責任は、共済期間の初日の午後4時①に始まります。
- 2 組合が共済契約の申込みを承諾したときは、その申込みがなされた日を契約日とします。
- 3 共済期間は、その末日の午後4時に終わります。
- 4 組合が共済契約の申込みを承諾する場合は、共済証書を交付します。

備考

- ① 共済契約者が、午後4時と異なる時刻を指定したときは、その時刻とします。

第4条 [被共済者の範囲]

この共済契約において、被共済者は、遊漁船等に搭乗してから下船するまでの間①に限り、被共済者となります。

備考

- ① 「遊漁船等に搭乗してから下船するまでの間」には、一時的にその遊漁船等を離れて岩場等において遊漁（漁業者が漁業を営むためにする場合もしくは漁業従事者が漁業者のために従事してする場合または試験研究のために水産動植物を採捕する場合以外の水産動植物の採捕をいいます。）を行っている間を含みます。

第5条 [共済証書]

- 1 組合は、共済契約者に対し、次に掲げる事項を記載した共済証書を交付します。
 - (1) 共済の種類および共済約款の種類
 - (2) 組合名およびその代表者
 - (3) 共済契約者の氏名または名称
 - (4) 被共済者の数①
 - (5) 主たる共済金の支払事由および付加する特約の種類
 - (6) 共済責任の始期および共済期間
 - (7) 共済金額②
 - (8) 共済掛金
 - (9) 契約日
 - (10) 共済証書の作成日
- 2 共済証書には、組合が記名押印します。

備考

- ① 「被共済者の数」のほかに、被共済者を特定するために必要な事項として、遊漁船等の名称およびその定員数を記載した書面を共済証書に添えて交付します。
- ② 「共済金額」には、付加する特約の共済金額を含みます。

3 共済金の支払いに関する事項

第6条〔共済金の支払い〕

1 組合は、次の表に定めるところにより、死亡共済金および傷害共済金を支払います。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
死亡共済金	被共済者が、責任開始の時以後の共済期間内①に生じた遊漁船等に搭乗中の不慮の事故のあった日からその不慮の事故を直接の原因として200日以内に死亡したこと	1 被共済者あたりの共済金額に相当する額	被共済者の相続人
傷害共済金	被共済者が、責任開始の時以後の共済期間内①に生じた遊漁船等に搭乗中の不慮の事故のあった日から200日以内にその不慮の事故を直接の原因として別表3〔後遺障害等級表〕に掲げる後遺障害の状態になったこと。この場合には、次のいずれにも該当する場合を含みます。 ア 責任開始の時にすでに生じていた後遺障害の状態に、責任開始の時以後に生じた傷害による後遺障害の状態が新たに加わって別表3〔後遺障害等級表〕に掲げる後遺障害の状態になったこと イ アの責任開始の時以後に生じた傷害が、責任開始の時にすでに生じていた後遺障害の状態の原因となった傷害と因果関係のないこと	1 被共済者あたりの共済金額に相当する額 × 別表3〔後遺障害等級表〕の支払率	被共済者

- 2 被共済者が12歳未満である間に死亡共済金または傷害共済金の支払事由が発生した場合の共済金の額は、第1項の規定にかかわらず、第1項の共済金の額に2分の1を乗じて得た額とします。
- 3 被共済者が乗り組んでいる船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その船舶が行方不明になった日または遭難した日から30日を経過してもなお被共済者が発見されず、官公署の特別の危難に関する書類の提出を受けた場合には、被共済者は、その船舶が行方不明になった日または遭難した日に死亡したものとみなします。
- 4 被共済者が死亡し、第1項により死亡共済金が支払われる場合において、その被共済者に対して同一の不慮の事故によりすでに支払われた傷害共済金がある場合には、第1項の死亡共済金の額からその傷害共済金の額を差し引いて得た額とします。
- 5 被共済者が、責任開始の時以後に生じた同一の不慮の事故のあった日から200日以内にその不慮の事故を直接の原因として、別表3〔後遺障害等級表〕に掲げる後遺障害の状態の2以上に該当した場合における第1項の別表3〔後遺障害等級表〕の支払率は、それぞれ次のとおりとします。ただし、これらの後遺障害の状態が身体の同一部位②に生じた場合には、これらの後遺障害の状態に対応する最も高い支払率とします。
 - (1) 別表3〔後遺障害等級表〕の第3級以上の後遺障害の状態が2以上あった場合は、100%の支払率とします。
 - (2) 別表3〔後遺障害等級表〕の第5級以上の後遺障害の状態が2以上あった場合は、これらの後遺障害の状態に対応する同表の最も高い支払率の3等級上位の等級の支払率とします。
 - (3) 別表3〔後遺障害等級表〕の第8級以上の後遺障害の状態が2以上あった場合は、これらの

後遺障害の状態に対応する同表の最も高い支払率の2等級上位の等級の支払率とします。

- (4) 別表3〔後遺障害等級表〕の第13級以上の後遺障害の状態が2以上あった場合は、これらの後遺障害の状態に対応する同表の最も高い支払率の1等級上位の等級の支払率とします。
- 6 被共済者が、異なる不慮の事故を直接の原因として2回以上別表3〔後遺障害等級表〕に掲げる後遺障害の状態に該当した場合において、その後遺障害の状態がすでに傷害共済金を支払った身体の部位と同一部位②に加重して生じた場合における第1項の別表3〔後遺障害等級表〕の支払率は、その加重の結果新たに生じた後遺障害の状態に対応する支払率からすでに生じていた後遺障害の状態に対応する支払率を差し引いて得た率とします。
- 7 すでに前障害③の状態にある被共済者が、別表3〔後遺障害等級表〕に掲げる後遺障害の状態になった場合において、その後遺障害が前障害③にかかる身体の部位と同一部位②に加重して生じた場合における第1項の別表3〔後遺障害等級表〕の支払率は、その加重の結果新たに生じた後遺障害の状態に対応する支払率から前障害③の状態に対応する支払率を差し引いて得た率とします。
- 8 被共済者が第1項の後遺障害の状態になった後、被共済者が傷害共済金の支払請求をする前に同一の不慮の事故を直接の原因としてその被共済者が死亡し、死亡共済金が支払われる場合には、その被共済者は、傷害共済金の支払事由は発生しなかったものとして取り扱います。
- 9 1被共済者にかかる傷害共済金の支払いは、その被共済者に対する支払率④を合計して、100%を限度とします。
- 10 組合は、2人以上の被共済者について、同一の日に不慮の事故が生じた場合に、支払うべき共済金の合計額が総共済金額を超えるときは、その合計額に対する総共済金額の割合によって、共済金を支払います。
- 11 組合は、戦争その他の変乱または自然災害⑤によって、共済事故が異常に発生し、死亡共済金または傷害共済金を支払うことで共済掛金の計算の基礎に著しく影響をおよぼすときは、死亡共済金または傷害共済金の一部を削減することがあります。

備考

- ① 「共済期間内」には、解約、解除等により共済契約が消滅した場合の消滅時以後の期間ならびに第15条〔共済契約の失効〕および第16条〔共済契約の復活〕による失効した期間（復活が行われずに消滅した場合の消滅時以後の期間を含みます。）は含みません。
- ② 「同一部位」とは、別表3〔後遺障害等級表〕の備考17に規定する同一部位をいいます。
- ③ 「前障害」とは、次に掲げる後遺障害（別表3〔後遺障害等級表〕に掲げる後遺障害の状態に該当した場合に限ります。）をいいます。
- (1) 責任開始の時前の不慮の事故を直接の原因として発生した後遺障害またはその時前にすでに発生していた後遺障害
- (2) 第7条〔共済金を支払わない場合〕により傷害共済金が支払われなかった後遺障害
- ④ 「支払率」からは、前障害③の状態に対応する支払率を除きます。
- ⑤ 「自然災害」とは、台風、せん風、暴風、暴風雨、突風、降ひょう、降雪、なだれ、高潮、高波、洪水、りん雨、豪雨、土砂崩れ、崖崩れ、地割れ、断層、地すべり、地震、火山の噴火もしくは爆発またはこれらによる津波その他これらに類する自然現象（落雷を除きます。）をいいます。

第7条〔共済金を支払わない場合〕

- 1 次のいずれかにより被共済者が死亡し、または後遺障害の状態になった場合には、組合は、死

亡共済金または傷害共済金を支払いません。ただし、(2)の場合に、共済金受取人の一部の者の故意または犯罪行為によるときは、その者の受け取るべき額を差し引いた残額を他の共済金受取人に支払います。

- (1) 共済契約者または被共済者の故意または犯罪行為
 - (2) 共済金受取人の故意または犯罪行為
 - (3) 被共済者の重大な過失
 - (4) 被共済者の精神障害または泥酔の状態を原因として生じた傷害
 - (5) 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた傷害
 - (6) 被共済者に対する刑の執行
- 2 組合は、被共済者が、外傷性頸部症候群①または腰背痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見②のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、傷害共済金を支払いません。

備考

- ① 「外傷性頸部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- ② 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第8条 [事故発生の通知]

共済契約者、被共済者または共済金受取人は、共済金の支払事由が発生したことを知ったとき、または被共済者が乗り組んでいる船舶が行方不明になったときもしくは遭難したときは、遅滞なく、組合に通知してください。

第9条 [共済金の支払請求等]

- 1 共済金受取人は、遅滞なく、別表1 [請求書類] の必要書類を組合に提出して、共済金の支払いを請求してください。
- 2 組合は、共済金の支払請求を受けた場合に必要と認めるときは、次のことを行うことができます。
 - (1) 共済金の支払いに関する事実の確認および必要な調査をすること。
 - (2) 被共済者について、組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めること。

第10条 [共済金の支払時期および支払方法]

- 1 組合は、共済金の請求があった場合には、組合にその書類が到着した日①の翌日から30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認②を終え、共済金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する共済金が支払われる事由に該当する事実の有無
(2) 共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
(3) 共済契約の効力の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する解除、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

- 2 第1項の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第1項の規定にかかわらず、組合にその書類が到着した日①の翌日から次のいずれかの日数③が経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済金受取人に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日数
(1) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合	180日
(2) 弁護士法その他の法令に基づく照会が必要な場合	180日
(3) 災害救助法が適用された災害の被災地域において、第1項の確認を行う場合	60日
(4) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会を行う必要がある場合	90日
(5) 第1項(1)から(3)までの事項の確認を日本国外において行うための代替的手段がない場合の日本国外において調査を行う必要がある場合	180日

- 3 組合が第1項または第2項の必要な事項の確認に際し、次のいずれかに該当した場合には、これにより確認が遅延した期間について、第1項または第2項の日数に含まれません。
- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合④
 - (2) 組合が被共済者の診断を求めた場合に、被共済者または共済金受取人が正当な理由なくその診断を拒み、または妨げた場合
- 4 共済金は、組合の定める方法で、日本国通貨をもって支払います。

備考

- ① 「組合に支払請求書類が到着した日」とは、第9条〔共済金の支払請求等〕第1項の規定により、共済金受取人が共済金の支払請求書類（必要事項が完備されているものに限ります。）の全てを組合に提出した日をいいます。例えば、組合に提出した日以後に支払請求書類の不足、支払請求書の押印忘れおよび一部記載の誤り等が見つかった場合には、必要事項が完備されていることにはなりませんので、ご注意ください。
- ② 「確認」には、組合の指定する医師または歯科医師の診断を含みます。
- ③ 特別な照会または調査の内容が複数に該当する場合は、それぞれのうち最長の日数とします。
- ④ 確認に応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第11条〔時効〕

共済金を請求する権利は、行使することができる時から3年間行われなかった場合には、時効によって消滅します。

第12条〔代位〕

組合が共済金を支払った場合でも、被共済者がその不慮の事故について第三者に対して有する損害賠償請求権は、組合に移転しません。

第13条〔搭乗者名簿の備付義務〕

- 1 共済契約者は、常に、遊漁船等の搭乗者名簿を備えておき、組合がその閲覧を求めたときはいつでもこれに応じなければなりません。
- 2 組合は、共済契約者が正当な理由なく第1項の搭乗者名簿を備えておかず、または閲覧を拒んだときは、共済契約上の責任を負いません。

4 一般条項

(1) 共済掛金の分割払い

第14条 [共済掛金の分割払い]

- 1 共済契約者は、組合の承認を得て、年額共済掛金①を共済証書に記載された回数または金額（以下「分割払共済掛金」といいます。）に分割して払い込むことができます。
- 2 共済契約者は、共済掛金の分割払いを行う場合における第2回以後の分割払共済掛金については、組合の定める取扱いにより、払込期日②までに払い込んでください。ただし、第2回以後の分割払共済掛金の払込みが、払込期日②の翌日から7日以内に行われたときは、その払込期日②に払い込まれたものとみなします。
- 3 分割払共済掛金の払込期日②までに、分割払共済掛金が払い込まれないまま、共済金③の支払事由が払込期日②の翌日から7日以内に生じた場合に、共済契約者が、その払込期日②の翌日から7日以内に、その払込期日②にかかる未払込分割払共済掛金④を払い込まないときは、組合は、共済金③を支払いません。

備考

- ① 「年額共済掛金」とは、特約の共済掛金を含んだ1年間の共済掛金をいいます。
- ② 「払込期日」とは、共済証書に記載されている払込期日をいいます。
- ③ 「共済金」には、給付金および特約の共済金を含みます。
- ④ 「未払込分割払共済掛金」とは、それぞれ次のとおりとします。
 - ア 被共済者が死亡し死亡共済金の支払事由が生じたとき。
その死亡した被共済者にかかる共済掛金のうちまだ払い込まれていない残額
 - イ 被共済者が後遺障害の状態となり、傷害共済金の支払事由が生じたとき。
払込期日②が経過した分割払共済掛金のうち、まだ払い込まれていない分割払共済掛金

第15条 [共済契約の失効]

第14条 [共済掛金の分割払い] により共済掛金を分割払いとする共済契約において、分割払共済掛金が払込期日①に払い込まれなかったときは、共済契約は、その分割払共済掛金の払込期日①の翌日の午前0時からその効力を失ったものとします。

備考

- ① 「払込期日」とは、共済証書に記載されている払込期日をいいます。

第16条 [共済契約の復活]

- 1 第15条 [共済契約の失効] により共済契約が失効したときは、共済契約者は、その失効した日から1か月以内に、共済契約の復活を申し込むことができます。
- 2 共済契約の復活を申し込むときは、共済契約者は、次に掲げるものを組合に提出してください。
 - (1) 別表1 [請求書類] の必要書類
 - (2) 未払込分割払共済掛金①
- 3 組合が共済契約の復活を承諾したときは、共済契約は、復活の申込みをした日の午後4時②に復活したものとし、その日から復活の効力が生じます。

- 4 組合は、共済契約が復活したときは、共済契約者に対しその旨を通知します。
- 5 第1項の共済契約の復活が行われなかったときは、共済契約は消滅します。この場合には、返戻金はありません。

備考

- ① 「未払込分割払共済掛金」とは、払込期日③が経過した分割払共済掛金のうち、まだ払い込まれていない分割払共済掛金をいいます。
- ② 共済契約者が、午後4時と異なる時刻を指定したときは、その時刻とします。
- ③ 「払込期日」とは、共済証書に記載されている払込期日をいいます。

(2) 告知および告知義務違反による解除

第17条〔告知義務〕

- 1 共済契約者または被共済者は、共済契約の締結または復活の際に、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合が共済契約申込書または共済契約の復活の申込書類において質問した事項について、誤りのない事実をその書類により告知しなければなりません。
- 2 共済契約者が、共済期間の初日の日時を指定して共済契約の申込みをした場合において、組合の共済責任が開始するまでの間に、被共済者となる者の健康に著しい異常が起これり、または共済契約申込書または共済契約の復活の申込書類において質問した事項に変更が生じたときは、共済契約者または被共済者は、組合の共済責任が開始するまでの間に、書面をもってその旨を組合に申し出なければなりません。

第18条〔告知義務違反による解除〕

- 1 組合は、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって、第17条〔告知義務〕の告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、将来にむかって、共済契約を解除することができます。
- 2 組合は、第1項の規定による共済契約の解除が、共済金の支払事由が発生した後になされた場合であっても、共済金を支払いません。この場合において、すでに共済金を支払っていたときは、その共済金の返還を請求することができます。
- 3 第2項の規定は、第1項の共済契約の解除の原因となった事実に基づかずに発生した死亡または後遺障害については適用しません。
- 4 組合は、第1項により共済契約を解除するときは、共済契約者に書面によりその旨を通知します。

第19条〔告知義務違反による解除ができない場合〕

組合は、次のいずれかに該当するときは、第18条〔告知義務違反による解除〕による共済契約の解除をすることができません。

- (1) 組合が共済契約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき。この場合には、次に掲げるときを含みます。
 - ア 組合が、事実を告げることを妨げたとき。
 - イ 組合が、事実を告げないよう勧めたとき。
 - ウ 組合が、事実でないことを告げるよう勧めたとき。
- (2) 組合が解除の原因を知った日から1か月を経過したとき。

(3) 通知義務

第20条 [通知義務]

- 1 共済契約者は、共済契約の締結後、次のいずれかの事実が発生した場合には、遅滞なく、書面をもってその旨を組合に通知しなければなりません。
 - (1) 遊漁船等の業務を変更するとき。
 - (2) 遊漁船等を変更するとき。
- 2 共済契約者は、第1項の通知をするときは、別表1〔請求書類〕の必要書類を提出してください。
- 3 組合は、第2項の通知があったときは、その通知に関する事実の確認および調査を求めることがあります。
- 4 組合は、第1項により通知を受けた場合には、共済契約者に対しその旨を通知します。

(4) 共済契約の取消し、解約および解除

第21条 [詐欺または強迫による共済契約の取消し]

- 1 共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって共済契約を締結した場合には、組合は、共済契約を取り消すことができます。この場合には、すでに払い込まれた共済掛金は払い戻しません。
- 2 共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって共済契約が復活した場合には、共済契約の復活を取り消すことができます。
- 3 第2項の場合は、復活の申込みの日に関済契約は消滅したものとします。この場合には、その日以後に払い込まれた共済掛金は払い戻しません。
- 4 組合は、第1項により共済契約を取り消すときまたは第2項により共済契約の復活を取り消すときは、共済契約者に書面によりその旨を通知します。

第22条 [共済契約の解約]

共済契約者は、組合の定める取扱いにより、いつでも、将来にむかって、共済契約を解約することができます。

第23条 [重大事由による解除]

- 1 組合は、次のいずれかに該当する場合には、将来にむかって、共済契約を解除することができます。
 - (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として共済金の支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたとき。
 - (2) 共済金受取人が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたとき。
 - (3) 共済契約者が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 反社会的勢力①に該当すると認められること
 - イ 反社会的勢力①に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ 反社会的勢力①を不当に利用していると認められること

- エ 法人である場合は、反社会的勢力①がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- オ その他反社会的勢力①と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由②を生じさせたとき。
- 2 組合は、次のいずれかに該当する場合には、将来にむかって、この共済契約のその被共済者にかかる部分を解除することができます。
- (1) 被共済者が、第1項(3)アからウまでまたはオのいずれかに該当すること
- (2) 共済金受取人が、第1項(3)アからオまでのいずれかに該当すること
- 3 組合は、第1項または第2項により共済契約③を解除した場合において、第1項(1)から(4)までに掲げる事由が生じたときから解除されたときまでに発生した共済金の支払事由に対しては、共済金④を支払いません。この場合において、すでに共済金を支払っていたときは、その共済金④の返還を請求することができます。
- 4 第3項の規定は、次の場合には適用しません。
- (1) 共済契約者が第1項(3)の規定により共済契約が解除された場合における共済金④の支払い。ただし、その共済契約の被共済者および共済金受取人が第1項(3)アからオまでのいずれにも該当しない場合に限りします。
- (2) 第2項により共済契約の被共済者にかかる部分が解除された場合において、第1項(3)アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被共済者⑤に生じた遊漁船等に搭乗中の不慮の事故
- 5 組合は、第1項または第2項により共済契約③を解除するときは、共済契約者に書面によりその旨を通知します。

備考

- ① 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- ② 「共済契約の存続を困難とする重大な事由」としては、共済契約者、被共済者または共済金受取人が他の共済者または保険者との間で締結した共済契約または保険契約が重大事由により解除されることなどがあげられます。
- ③ 第2項による場合には、この共済契約のその被共済者にかかる部分をいいます。
- ④ 共済金受取人を2人以上とする共済金にあっては、第2項(2)のみに該当する場合で、その共済金受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます。
- ⑤ この被共済者にかかる共済金受取人が第1項(3)アからオまでのいずれにも該当しない場合に限りします。

(5) 返戻金の支払い

第24条 [返戻金の支払い—解約の場合]

1 組合は、第22条 [共済契約の解約] により共済契約が解約された場合は、次の表の支払事由の区分により同表の返戻金の額を共済契約者に支払います。ただし、共済期間を1か月とする共済契約にあっては、返戻金を支払いません。

支払事由	返戻金の額
(1) 1 被共済者あたりの共済金額を増額するために共済契約を解約するとき	共済契約を解約するときの被共済者の人数に対し、すでに払い込まれた共済掛金①からすでに経過した期間について日割りによって算出した共済掛金を差し引いたその残額
(2) (1)に掲げる場合以外のとき	共済契約を解約するときの被共済者の人数に対し、すでに払い込まれた共済掛金①からすでに経過した期間②に対する短期率③によって算出した共済掛金を差し引いたその残額

- 2 第1項の返戻金の支払請求にあたっては、別表1 [請求書類] の必要書類を提出してください。
 3 第1項の返戻金の支払いについては、第10条 [共済金の支払時期および支払方法] および第11条 [時効] の規定を準用します。

備考

- ① 「共済掛金」とは、総共済金額に対する共済掛金をいいます。
 ② 「すでに経過した期間」に1か月に満たない端数があるときは、これを切り上げます。
 ③ 「短期率」とは、年間共済掛金に、次の表のすでに経過した期間に対応する割合を乗じたものをいいます。

すでに経過した期間	割合
1か月まで	20%
2か月まで	30%
3か月まで	40%
4か月まで	50%
5か月まで	60%
6か月まで	70%
7か月まで	75%
8か月まで	80%
9か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%

第25条〔返戻金の支払い－解除の場合〕

1 組合は、共済契約①を解除した場合であって、次の表の支払事由に該当したときは、同表の返戻金の額を共済契約者に支払います。ただし、共済期間を1か月とする共済契約にあつては、返戻金を支払いません。

支払事由	返戻金の額
(1) 第18条〔告知義務違反による解除〕により共済契約が解除されたとき	共済契約を解除するときの被共済者の人数②に対し、すでに払い込まれた共済掛金③からすでに経過した期間④に対する短期率⑤によって算出した共済掛金を差し引いたその残額
(2) 第23条〔重大事由による解除〕により共済契約①が解除されたとき	
(3) 第32条〔組合の変更もしくは追加または共済事業の譲渡〕第9項により解除されたとき	

2 第23条〔重大事由による解除〕第4項(1)の規定が適用され、共済金が支払われる場合には、第1項の規定にかかわらず、返戻金を支払いません。

3 第1項の返戻金の支払いについては、第10条〔共済金の支払時期および支払方法〕および第11条〔時効〕の規定を準用します。

備考

- ① 第23条〔重大事由による解除〕第2項による場合には、この共済契約のその被共済者にかかる部分をいいます。
- ② 第23条〔重大事由による解除〕第2項により、この共済契約のその被共済者にかかる部分を解除した場合には、その解除した被共済者の人数とします。
- ③ 「共済掛金」とは、解除時の総共済金額に対する共済掛金をいいます。
- ④ 「すでに経過した期間」に1か月に満たない端数があるときは、これを切り上げます。
- ⑤ 「短期率」とは、年間共済掛金に、次の表のすでに経過した期間に対応する割合を乗じたものをいいます。

すでに経過した期間	割合
1か月まで	20%
2か月まで	30%
3か月まで	40%
4か月まで	50%
5か月まで	60%
6か月まで	70%
7か月まで	75%
8か月まで	80%
9か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%

(6) 共済契約の変更

第26条 [共済契約者の変更]

- 1 共済契約者は、組合の承諾を得て、共済契約による権利義務を他人に承継させることができます。
- 2 共済契約者は、第1項により共済契約者を変更するときは、別表1 [請求書類] の必要書類を組合に提出してください。
- 3 組合は、共済契約者が増えたり減ったりしたときは、変更前の共済契約者に対し変更を承認した旨を通知します。

第27条 [被共済者の変更]

- 1 共済契約者は、共済金の支払事由が発生するまでは、組合の承諾を得て、被共済者の人数を変更①することができます。
- 2 共済契約者は、第1項により被共済者の人数を変更するときは、次のものを組合に提出してください。
 - (1) 別表1 [請求書類] の必要書類
 - (2) 未経過期間②に対応する共済掛金として組合が定める額（組合の定める取扱いにより、被共済者の人数が追加される場合に限りです。）
- 3 組合が、被共済者の変更を承諾した場合には、その変更を承諾した日の午後4時③に変更されるものとします。
- 4 被共済者の人数が増えたり減ったりした場合は、その減少した被共済者の人数に相当する部分については、解約されたものとみなします。
- 5 組合は、第4項の場合には、すでに払い込まれた共済掛金④からすでに経過した期間⑤に対する短期率⑥によって算出した共済掛金を差し引いたその残額を、共済契約者に払い戻します。
- 6 組合は、被共済者の人数が増えたり減ったりしたときは、共済契約者に対しその旨を通知します。
- 7 第18条 [告知義務違反による解除] および第23条 [重大事由による解除] は、被共済者の変更について準用します。

備考

- ① 「変更」には、遊漁船等の定員数の変更のほか、総共済金額が共済金を支払ったことにより減少したときの定員数の補充を含みます。
- ② 未経過期間に1か月に満たない端数があるときは、これを切り上げます。
- ③ 共済契約者が、午後4時と異なる時刻を指定したときは、その時刻とします。
- ④ 「共済掛金」とは、減少した被共済者にもとづく共済掛金をいいます。
- ⑤ 「すでに経過した期間」に1か月に満たない端数があるときは、これを切り上げます。
- ⑥ 「短期率」とは、年間共済掛金に、次の表のすでに経過した期間に対応する割合を乗じたものをいいます。

すでに経過した期間	割合
1 か月まで	20%
2 か月まで	30%
3 か月まで	40%
4 か月まで	50%
5 か月まで	60%
6 か月まで	70%
7 か月まで	75%
8 か月まで	80%
9 か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%

第28条 [共済金受取人の変更の制限]

この共済契約において、共済金受取人を変更することはできません。

第29条 [共済契約者の住所の変更]

- 1 共済契約者は、住所①を変更したときは、ただちに、組合に通知してください。
- 2 共済契約者が第1項の通知を怠っていた場合には、組合が知った最終の住所①あてに組合が発した通知は、その住所①に通常到達すべき日において、その共済契約者に到達したものとみなします。

備考

- ① 「住所」には、居所を含みます。

第30条 [総共済金額の復元]

- 1 共済契約者は、次のものを組合に提出し、総共済金額を復元することができます。
 - (1) 別表1 [請求書類] の必要書類
 - (2) 未経過期間①に対応する共済掛金として組合が定める額
- 2 組合は、総共済金額を復元するときは、第1項の共済掛金の払込みのあった日の午後4時②から復元します。

備考

- ① 未経過期間に1か月未満の端数があるときは、これを切り上げます。
- ② 共済契約者が、午後4時と異なる時刻を指定した場合には、その時刻とします。

(7) 割戻金の割戻し

第31条 [共済契約に対する割戻金の割戻し]

組合は、組合の定める取扱いにより、共済契約に対する割戻金を共済契約者に割り戻します。

(8) その他の事項

第32条 [組合の変更もしくは追加または共済事業の譲渡]

- 1 共済契約者は、組合の承認を得たときは、共済契約の内容の同一性を維持したまま、共済契約の当事者を他の組合①に変更することができます。
- 2 第1項の変更をするときは、共済契約者は、別表1〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- 3 第1項の変更をしたときは、組合は、共済契約者に対しその旨を通知します。
- 4 共水連のみを共済契約の当事者とする共済契約にあっては、共済契約者は、共水連の承認を得たときは、他の組合①を共済契約の当事者の地位に追加することができます。
- 5 第4項により追加された組合は、共水連と連帯して共済契約上の責任を負います。
- 6 第4項の追加をするときは、共済契約者は、別表1〔請求書類〕の必要書類を共水連に提出してください。
- 7 第4項の追加をしたときは、共済契約者に対し追加された組合を通知します。
- 8 組合は、組合の定める取扱いにより、共済事業の全部または一部を譲渡したときは、その譲渡した共済事業にかかる共済契約については、次の表の区分に応じて、同表の者が共済契約の当事者となります。

区分	共済契約の当事者となる者
(1) 他の組合①に譲渡した場合	他の組合①および共水連
(2) 共水連に譲渡した場合	共水連

- 9 第8項の共済事業の譲渡につき共済契約者が異議を述べたときは、組合は、組合の定める取扱いにより、共済契約を解除することができます。
- 10 組合は、第9項により共済契約を解除するときは、書面によりその旨を共済契約者に通知します。

備考

- ① 「他の組合」とは、共済事業を行う他の漁業協同組合または水産加工業協同組合をいいます。

第33条 [共済約款の変更]

- 1 共水連は、法令の改正、社会経済情勢の変化その他の事情により、共済契約の締結後、この共済約款を変更する必要がある場合には、農林水産大臣の認可を受けて、民法第548条の4第1項の規定に基づき、この共済約款を変更することができます①。
- 2 共水連は、第1項の規定により共済約款を変更する場合には、その効力発生時期を定め、共済約款を変更する旨および変更後の共済約款の内容ならびにその効力発生時期をJF共済のウェブサイトへの掲載その他の方法により周知するものとします。

備考

- ① 共済約款の変更には、組合が共済金を支払う場合または支払わない場合を定めた規

定、共済契約者、被共済者または共済金受取人の義務を定めた規定、組合がこの共済契約を解除する場合を定めた規定等の変更を含みます。

(9) 全国共済水産業協同組合連合会の共済責任

第34条〔共水連の責任開始〕

- 1 共水連は、共済契約の当事者として、組合と連帯して共済契約上の責任を負います。
- 2 第1項の共水連の共済契約上の責任は、組合の共済契約上の責任と同時に開始します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第37条〔共済約款の規定の読みかえ〕の適用がある場合を除き、共済約款に定める共済掛金の払込み、告知、請求、申込み、申出、通知、書類の提出その他の共済契約に関する行為については、組合に対して行ってください。

第35条〔組合の行為の取扱い〕

- 1 組合と共済約款の規定により権利義務を有する者との間でなされた共済契約に関する行為の効果は、共水連にもおよびます。
- 2 組合につき第1項の行為の無効または取消しの原因がある場合には、共水連についても無効または取消しの原因があるものとして取り扱います。

第36条〔共水連による保障の継続〕

組合は、組合が次のいずれかに該当した場合には、その時から、共済契約の当事者の地位を失い、共水連のみが共済契約の当事者となります。

- (1) 水産業協同組合法の規定による共済規程の認可取消しの処分を受けたとき。
取消しの効力が生じた時
- (2) 解散の議決をしたときまたは水産業協同組合法の規定により解散し、もしくは解散の命令があったとき。
解散の議決にかかる行政庁の認可の効力が生じた時または解散の効力が生じた時
- (3) 破産法、民事再生法または農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の規定による破産手続開始または再生手続開始の申立てがあったとき。ただし、その申立てが却下もしくは棄却され、または取り下げられたときその他共水連が不相当な申立てと認めたときを除きます。
申立ての時

第37条〔共済約款の規定の読みかえ〕

共水連のみが共済契約の当事者である場合には、「組合」とあるのは「共水連」と読みかえて、共済約款の規定を適用します①。

備考

- ① 第34条〔共水連の責任開始〕から第36条〔共水連による保障の継続〕までおよび第38条〔他の組合の共済契約の当事者への追加〕の規定は除きます。

第38条〔他の組合の共済契約の当事者への追加〕

- 1 第36条〔共水連による保障の継続〕により共水連のみを当事者とする事となった共済契約について、共水連は、共水連の定める取扱いにより、他の組合①を共済契約の当事者の地位に追加することができます。
- 2 第1項の組合は、共水連との間で定めた日から、共水連と連帯して共済契約上の責任を負います。
- 3 第1項により他の組合①を追加したときは、第34条〔共水連の責任開始〕第3項の規定を、第2項の共水連との間で定めた日から準用します。

備考

- ① 「他の組合」とは、共済事業を行う他の漁業協同組合または水産加工業協同組合をいいます。

〔特 約〕

特約は、共済証書に特約の共済金額または特約名の記載がある場合にのみ適用されます。

入院給付担保特約

入院給付担保特約の主な内容

入院給付担保特約は、次の保障を行うものです。

	保障の主な内容	共済金の額
入院共済金	被共済者が責任開始の時以後に生じた遊漁船等に搭乗中の不慮の事故により入院したとき	この特約の共済金額×入院日数

第1条〔用語の定義〕

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
入院	医師または歯科医師による治療①が必要であり、かつ、自宅等での治療①が困難なため、医療法に定められた病院または患者を収容する施設を有する診療所②に入院し、常に医師または歯科医師の管理下において治療①に専念することをいいます。

備考

- ① 「治療」には、柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。
- ② 「診療所」には、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所および日本国外の医療施設であって組合が同等と認めたものを含みます。

第2条〔入院給付担保特約の付加〕

この特約は、主契約の締結の際に共済契約者から申出があったときに、組合の定める取扱いにより、主契約に付加することができます。

第3条〔共済期間〕

この特約の共済期間は、主契約の共済期間と同一の期間とします。

第4条〔共済掛金の払込み〕

この特約の共済掛金は、主契約の共済掛金と同時に払い込んでください。

第5条〔入院共済金の支払い〕

- 1 組合は、次の表に定めるところにより、入院共済金を支払います。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
入院共済金	被共済者が責任開始の時以後の共済期間内①に生じた遊漁船等に搭乗中の不慮の事故を直接の原因として、その事故のあった日から200日以内に入院したこと	この特約の共済金額×入院日数	被共済者

- 2 被共済者が12歳未満である間に入院共済金の支払事由が発生した場合の共済金の額は、第1項の規定にかかわらず、第1項の共済金の額に2分の1を乗じて得た額とします。
- 3 入院共済金が支払われることとなる入院日数は、入院した日を初日として、1回の入院について200日を限度とします。
- 4 被共済者が、同一の原因または直接の関係がある原因により、第1項の事故のあった日から200日以内に2回以上入院した場合には、これらの入院を1回の入院とみなして第2項の規定を適用します。
- 5 被共済者が、異なる不慮の事故を直接の原因として2回以上入院をした場合には、そのつど第1項により入院共済金を支払うものとします。
- 6 被共済者が、第1項による入院共済金の支払いを受けるべき入院期間中に、その入院の原因と異なる原因により入院共済金の支払いを受けるべき入院をした場合において、入院期間が重複するときは、その異なる入院についての入院共済金は、第1項から第4項までの規定にかかわらず、重複して支払いません。
- 7 次に掲げる場合には、第1項の入院日数は、入院した日からそれぞれ次の区分に応じて、同表に掲げる日までとします。

区分	対象となる入院日
(1) 共済契約が、失効し、解約され、または解除されたとき	失効し、解約され、または解除された日の前日
(2) 入院共済金が支払われることとなる期間中に被共済者が死亡したとき	被共済者が死亡した日
(3) 医師または歯科医師が退院しても差し支えないと認定したとき	医師または歯科医師が退院しても差し支えないと認定した日

- 8 組合は、戦争その他の変乱または自然災害②によって、共済事故が異常に発生し、入院共済金を支払うことで共済掛金の計算の基礎に著しく影響をおよぼすときは、入院共済金の一部を削減することがあります。

備考

- ① 「共済期間内」には、解約、解除等により共済契約が消滅した場合の消滅時以後の期間ならびに普通約款第15条〔共済契約の失効〕および第16条〔共済契約の復活〕による失効した期間（復活が行われずに消滅した場合の消滅時以後の期間を含みます。）は含みません。
- ② 「自然災害」とは、台風、せん風、暴風、暴風雨、突風、降ひょう、降雪、なだれ、高潮、高波、洪水、りん雨、豪雨、土砂崩れ、崖崩れ、地割れ、断層、地すべり、地震、

火山の噴火もしくは爆発またはこれらによる津波その他これらに類する自然現象（落雷を除きます。）をいいます。

第6条〔共済金を支払わない場合〕

- 1 次のいずれかにより被共済者が入院した場合には、組合は、入院共済金を支払いません。
 - (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または犯罪行為
 - (2) 被共済者の重大な過失
 - (3) 被共済者の精神障害または泥酔の状態を原因として生じた傷害
 - (4) 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた傷害
 - (5) 被共済者に対する刑の執行
- 2 組合は、被共済者が、外傷性頸部症候群①または腰背痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見②のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、入院共済金を支払いません。

備考

- ① 「外傷性頸部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- ② 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第7条〔入院給付担保特約の共済金の支払請求および支払方法等〕

- 1 共済金受取人は、この特約の共済金の支払事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、組合に通知してください。
- 2 普通約款第10条〔共済金の支払時期および支払方法〕および第11条〔時効〕の規定は、この特約の共済金の支払いについて準用します。

第8条〔入院給付担保特約の解約等〕

- 1 共済契約者は、この特約のみを解約することはできません。
- 2 主契約が取り消され、解約され、もしくは解除された場合には、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、もしくは解除します。

第9条〔規定の準用〕

この特約に定められていない事項については、この特約の趣旨に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。この場合において、普通約款第14条〔共済掛金の分割払い〕の規定が適用される場合には、第14条第3項の「未払込分割払共済掛金」は、払込期日が経過した分割払共済掛金とします。

(別 表)

別表1 請求書類

1 共済金等にかかる請求書類

共済金の区分	必要書類
死亡共済金	(1) 共済金支払請求書 (2) 共済証書 (3) 被共済者および死亡共済金受取人の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (4) 組合の指定した書式による医師の死亡証明書または検視調査に記載した事項の証明書 (5) 共済金受取人の印鑑証明書 (6) 乗船名簿（組合が定めるものに限りませ。）
傷害共済金	(1) 共済金支払請求書 (2) 共済証書 (3) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (4) 組合の指定した書式による医師または歯科医師の診断書 (5) 共済金受取人の印鑑証明書 (6) 乗船名簿（組合が定めるものに限りませ。）
(入院給付担保特約) 入院共済金	(1) 共済金支払請求書 (2) 共済証書 (3) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (4) 組合の指定した書式による病院または診療所の入院証明書 (5) 共済金受取人の印鑑証明書 (6) 乗船名簿（組合が定めるものに限りませ。）

2 その他の請求書類

項目	必要書類
共済契約の復活	(1) 組合所定の申込書
通知義務事項の組合への通知	(2) 共済証書
共済契約の解約等における返戻金の請求	(1) 組合所定の申込書 (2) 共済証書 (3) 共済契約者の印鑑証明書
共済契約者の変更	(1) 組合所定の申込書 (2) 共済証書
被共済者の変更	
総共済金額の復元	(1) 組合所定の申込書 (2) 共済証書
組合の変更または追加	

3 請求書類にかかる注意事項

- (1) 組合は、これらの書類のほか特に必要と認める書類の提出を求めることがあります。
- (2) 共済金受取人は、組合の承諾を得て、必要書類の一部を省略することができます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、その定義は(1)によるものとし、(2)に不慮の事故を例示します。また、(3)に掲げる事故については、急激かつ偶発的な外来の事故に該当するか否かにかかわらず、不慮の事故から除外します。

(1) 急激・偶発・外来の定義

急 激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。）
偶 発	事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます（被共済者の故意に基づくものは該当しません。）
外 来	事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

(2) 不慮の事故の例

該当例	非該当例
<p>次のような事故は、(1)の定義にもとづく要件をすべて満たす場合、不慮の事故に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転倒、転落 ・不慮の溺水 	<p>次のような事故は、(1)の定義にもとづく要件を満たさないため、不慮の事故に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高山病、潜水病、乗り物酔いにおける原因 ・飢餓 ・処刑

(3) 除外する事故

項目	除外する事故
1 疾病の発症等における軽微な外因	疾病もしくは体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪した場合における、その原因となった事故
2 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断もしくは治療を目的とした医療行為または医薬品等の使用もしくは処置における事故
3 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、えん下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入もしくはえん下による気道閉塞または窒息
4 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病または熱射病）の原因となったものをいいます。）
5 接触皮膚炎、食中毒等の原因となった事故	次の症状の原因となった事故 (1) 洗剤、油脂もしくはグリースまたは溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 (2) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等 (3) 細菌性もしくはウイルス性食中毒またはアレルギー性、食餌性もしくは中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎

別表3 後遺障害等級表

等級	後遺障害の状態	支払率
第1級	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼が失明したもの 2 そしゃくおよび言語の機能を全く永久に失ったもの 3 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全く永久に失ったもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全く永久に失ったもの 	100%
第2級	<ol style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの 	100%
第3級	<ol style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃくまたは言語の機能を全く永久に失ったもの 3 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたりまったく労務につくことができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたりまったく労務につくことができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの 	85%
第4級	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を全く永久に失ったもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの 	75%

等級	後遺障害の状態	支払率
第 5 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 1 眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1 上肢を手関節以上で失ったもの 5 1 下肢を足関節以上で失ったもの 6 1 上肢の用を全く永久に失ったもの 7 1 下肢の用を全く永久に失ったもの 8 両足の足指の全部を失ったもの 	75%
第 6 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 そしゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 せき柱に著しい変形または運動障害を残すもの 6 1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 7 1 下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 8 1 手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの 	50%
第 7 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 1 眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能または精神に障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、単純で軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、単純で軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの 7 1 手の5の手指または母指を含み4の手指の用を全く永久に失ったもの 8 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を全く永久に失ったもの 12 外ばうに著しい醜状を残すもの 13 両側のこう丸を失ったもの 	50%

等級	後遺障害の状態	支払率
第 8 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 1 眼が失明し、または 1 眼の視力が0.02以下になったもの 2 せき柱に運動障害を残すもの 3 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの 4 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指の用を全く永久に失ったもの 5 1 下肢を 5 センチメートル以上短縮したもの 6 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を全く永久に失ったもの 7 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を全く永久に失ったもの 8 1 上肢に偽関節を残すもの 9 1 下肢に偽関節を残すもの 10 1 足の足指の全部を失ったもの 	15%
第 9 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1 眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭さくまたは視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 そしゃくおよび言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が 1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの 10 神経系統の機能または精神に障害を残し、一般的労働能力は残存しているが、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、一般的労働能力は残存しているが、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 1 手の母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの 13 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を全く永久に失ったもの 14 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの 15 1 足の足指の全部の用を全く永久に失ったもの 16 生殖器に著しい障害を残すもの 17 外ばうに相当程度の醜状を残すもの 	10%
第 10 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 1 眼の視力が0.1以下になったもの 2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3 そしゃくまたは言語の機能に障害を残すもの 4 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 5 両耳の聴力が 1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を全く永久に失ったもの 8 1 下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの 9 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの 10 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの 	7%

等級	後遺障害の状態	支払率
第 11 級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7 せき柱に変形を残すもの 8 1手の示指、中指または環指を失ったもの 9 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を全く永久に失ったもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	5%
第 12 級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 9 1手の小指を失ったもの 10 1手の示指、中指または環指の用を全く永久に失ったもの 11 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの 12 1足の第1の足指または他の4の足指の用を全く永久に失ったもの 13 局部にがん固な神経症状を残すもの 14 外ぼうに醜状を残すもの	5%
第 13 級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼に半盲症、視野狭さくまたは視野変状を残すもの 3 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 4 両眼のまぶたの1部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの 5 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 7 1手の小指の用を全く永久に失ったもの 8 1手の母指の指骨の一部を失ったもの 9 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 10 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの 11 1足の第2の足指の用を全く永久に失ったもの、第2の足指を含み2の足指の用を全く永久に失ったものまたは第3の足指以下の3の足指の用を全く永久に失ったもの	3%

等級	後遺障害の状態	支払率
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 6 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を全く永久に失ったもの 9 局部に神経症状を残すもの	2%

備考

1 眼の障害

- (1) 視力の測定は、きょう正した視力について、万国式視力表により行います。
- (2) 「失明」とは、眼球を亡失（摘出）したもので、明暗を弁じ得ないものおよびようやく明暗を弁じることができる程度のものをいいます。
- (3) 「眼の視野障害（半盲症、視野狭さく、視野変状）」とは、8方向の視野の角度の合計が正常視野の角度の合計の60%以下になった場合をいいます。
- (4) 「まぶたに著しい欠損を残すもの」とは、まぶたを閉じたときに角膜を完全に覆えない程度のもをいいます。
- (5) 「まぶたの一部に欠損を残すもの」とは、まぶたを閉じたときに角膜は完全に覆うことができるが、球結膜（しろめ）が露出している程度のもをいいます。
- (6) 「まぶたの著しい運動障害」とは、まぶたを開けて瞳が見えないもの、まぶたを閉じて角膜が見える程度のもをいいます。
- (7) 「眼球の著しい運動障害」とは、眼球の注視野の広さが2分の1以下に減じたものをいいます。
- (8) 「眼球の著しい調節機能障害」とは、調節領（調節力）が通常の2分の1以下に減じたものをいいます。
- (9) 「複視の症状を残すもの」とは、次のいずれにも該当するものをいいます。
 - ア 本人が複視のあることを自覚していること
 - イ 眼筋の麻痺等複視の症状を残す明らかな原因が認められること
 - ウ ヘススクリーンテストにより患側の像が水平方向または垂直方向の目盛りで5度以上離れた位置にあることが確認されること
- (10) (9)に該当するもののうち、
 - ア 「正面を見た場合に複視の症状を残すもの」とは、ヘススクリーンテストにより正面を見た場合に複視が中心の位置にあることが確認されたものをいい、
 - イ 「正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの」とは、上記ア以外のものをいいます。
- (11) 「まつげはげを残すもの」とは、まつげ縁（まつげの生えている周縁）の2分の1以上にわたってまつげのはげを残すものをいいます。

2 そしゃく機能の障害

- (1) 「そしゃく機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外は摂取できないものをいいます。
- (2) 「そしゃく機能に著しい障害を残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以

外は摂取できないものをいいます。

- (3) 「そしゃく機能に障害を残すもの」とは、ある程度固形食は摂取できるが、これに制限があって、そしゃくが十分でないものをいいます。

3 言語機能の障害

- (1) 「言語機能を全く永久に失ったもの」とは、4種の語音（口唇音、歯舌音、口蓋音、咽頭音）のうち、3種以上の発音不能のものをいいます。

- (2) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、4種の語音のうち2種の発音不能のものまたはつづり音機能に障害があるため、言語のみを用いては意思を疎通することができないものをいいます。

- (3) 「言語の機能に障害を残すもの」とは、4種の語音のうち、1種の発音不能のものをいいます。

4 歯牙の障害

- 「歯科補てつを加えたもの」とは、現実に喪失または著しく欠損した歯牙に対する補てつをいいます。

5 耳の障害

- (1) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、平均純音聴力損失値が80dB以上のものをいいます。

- (2) 「聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの」とは、平均純音聴力損失値が70dB以上80dB未満のものをいいます。

- (3) 「聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの」とは、平均純音聴力損失値が60dB以上70dB未満のものまたは平均純音聴力損失値が40dB以上であり、かつ、最高明瞭度が50%以下のものをいいます。

- (4) 「聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの」とは、平均純音聴力損失値が30dB以上60dB未満のものをいいます。

6 鼻の障害

- (1) 「鼻の欠損」とは、鼻軟骨部の全部または大部分の欠損をいいます。

- (2) 「機能に著しい障害を残すもの」とは、鼻呼吸困難または嗅覚脱失をいいます。

7 精神・神経または胸腹部臓器の障害

- (1) 「常に介護を要するもの」とは、高度の障害のために生命維持に必要な身のまわり処理の動作について、家族を含め、いわゆる第三者の介護、監視を要する場合をいい、医師または看護師の介護、監視の意味ではありません。

- (2) 「局部にがん固な神経症状を残す」とは、労働には差し支えないが、医学的に証明しうる麻痺、脳萎縮、脳波の異常等の精神・神経障害を残すものをいいます。

- (3) 「局部に神経症状を残す」とは、労働には通常差し支えないが、医学的に可能な神経系統または精神の障害に係る所見があると認められるものをいいます。

8 せき柱の障害

- (1) 「せき柱の著しい変形」とは、通常の上着を着用しても外部からせき柱の変形が明らかにわかる程度以上のものをいいます。

- (2) 「せき柱の変形」とは、裸体となったとき、またはレントゲン写真によって明らかにせき柱の変形または転移等がわかる程度以上のものをいいます。

- (3) 「せき柱の著しい運動障害」とは、せき柱の強直または背部軟部組織の明らかな器質的変化のため、運動可能領域が正常可動範囲の2分の1以上制限されたものまたは常時コルセットの装着を必要とする等著しい荷重障害のあるものをいいます。

- (4) 「せき柱の運動障害」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア せき柱の強直または背部軟部組織の明らかな器質的変化のため、運動可能領域が正常可動範囲のほぼ2分の1程度にまで制限されたもの

イ 頭蓋・上位頸椎間の著しい異常可動性が生じたもの

9 骨の変形による障害

「鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの」とは、裸体となったとき骨折による明らかな変形（欠損を含みます。）がわかる程度以上のものをいいます。

10 上肢の障害

- (1) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、ひじ関節および手関節）の完全強直またはこれに近い状態をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ア 関節の完全強直またはこれに近い状態にあるもの
 - イ 人工骨頭または人工関節をそう入置換したもの
- (3) 「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されているものをいいます。
- (4) 「関節の機能に障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の4分の3以下に制限されているものをいいます。
- (5) 「上肢に偽関節を残し著しい運動障害を残すもの」とは、上腕骨に偽関節を残すものまたはとう骨および尺骨の双方に偽関節を残すものをいいます。
- (6) 「上肢に偽関節を残すもの」とは、とう骨もしくは尺骨のいずれか一方に偽関節を残すものをいいます。
- (7) 「長管骨に変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものであって、外部から想見できる程度（165度以上わん曲して不正ゆ合したもの）以上のものをいい、長管骨の骨折部が良方向に短縮なく癒着している場合は、たとえ、その部位に肥厚が生じたとしても、長管骨の変形としては取り扱いません。
 - ア 上腕骨に変形を残すもの
 - イ とう骨および尺骨の両方に変形を残すもの（ただし、とう骨または尺骨のいずれか一方のみの変形であっても、その程度が著しい場合には、これに該当します。）

11 手指の障害

- (1) 「指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節、その他の指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節骨の半分以上を亡失したもの、手指の中指節間関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）が強直しているものまたはその運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限されたものをいいます。
- (3) 「指骨の一部を失ったもの」とは、指の末節骨の一部を失っていることがレントゲンで判明できる程度以上のものをいいます。
- (4) 「遠位指節間関節を屈伸することができないもの」とは、遠位指節間関節（母指にあっては指節間関節）が完全強直の状態にあるもの、屈伸筋の損傷等原因が明らかなものであって、自動的屈伸が不能となったものをいいます。
- (5) 指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはしません。

12 下肢の障害

- (1) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、ひざ関節および足関節）のすべての完全強直またはこれに近い状態にあるものをいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」は、上肢に準じます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を残すもの」および「関節の機能に障害を残すもの」は、上肢に準じます。
- (4) 「下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの」とは、大腿骨に偽関節を残すものまた

は脛骨および腓骨の双方に偽関節を残すものをいいます。

- (5) 「下肢に偽関節を残すもの」とは、脛骨もしくは腓骨のいずれか一方に偽関節を残すものをいいます。
- (6) 下肢における「長管骨に変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当する場合をいい、その取り扱いは上肢に準じます。
- ア 大腿骨に変形を残すもの
- イ 脛骨に変形を残すもの

13 労務

- (1) 「労務」には、就学や家事その他日常生活に関する行為も含まれます。
- (2) 「労働能力」とは、「労務」を遂行する能力をいいます。

14 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指の全体を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、次のものをいいます。
- ア 第1足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの
- イ 第1および第2足指にあっては、中足指節関節または近位指節間関節（第1足指にあっては、指節間関節）の運動可能領域が生理的運動領域の2分の1以下に制限されたもの、第3から第5までの足指にあっては完全強直したもの
- (3) 足指の障害については、5足指をもって1足として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはしません。

15 醜状障害

- (1) 「外ぼう」とは、頭部、顔面部、頸部のように、上・下肢を除き日常露出する部分をいいます。
- (2) 上・下肢の露出面とは上肢にあってはひじ（肘）関節以下（手部を含みます。）の部分、下肢にあってはひざ（膝）関節以下（足背部を含みます。）の部分を行います。
- (3) 外ぼうにおける「著しい醜状を残すもの」とは、原則として、頭部にあっては、てのひら大（指の部分を除きます。以下同様とします。）以上の癬痕、顔面部にあっては鶏卵大面以上の癬痕または10円銅貨大以上の組織凹陷（人にすれ違ってても他人の注目を引く程度のもの）、頸部にあっては、てのひら大以上の癬痕をいいます。
- (4) 外ぼうにおける「相当程度の醜状を残すもの」とは、原則として、顔面部の長さ5センチメートル以上の線状痕をいいます。
- (5) 外ぼうにおける単なる「醜状」とは、原則として、頭部にあっては鶏卵大面以上の癬痕、顔面部にあっては10円銅貨大以上の癬痕または3センチメートル以上の線状痕、頸部にあっては鶏卵大面以上の癬痕をいいます。

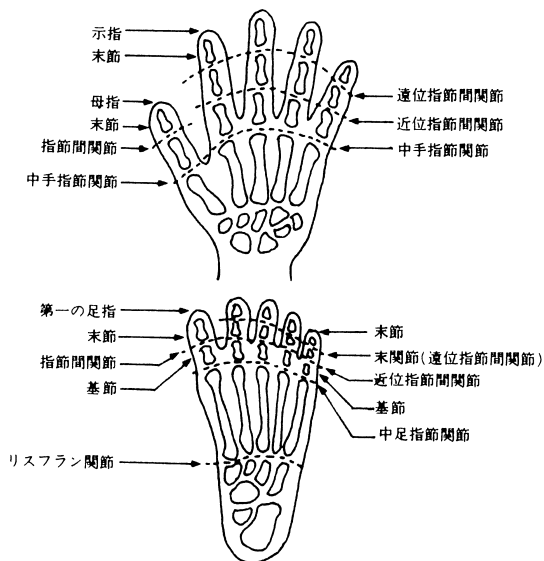
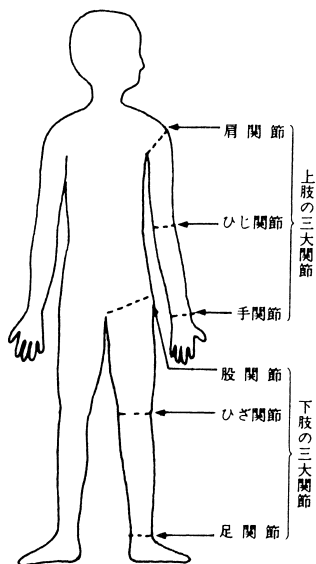
16 生殖器の障害

「生殖器に著しい障害を残すもの」とは、生殖能力に著しい制限のあるものであって、性交不能をきたすような障害が含まれます。

17 同一部位

- (1) 上肢については、肩関節以下、1下肢については、股関節以下をすべて同一部位とします。
- (2) 眼または耳については、両眼または両耳をそれぞれ同一部位とします。
- (3) 表の第1級の5から8まで、第2級の5および6、第3級の5、第4級の6および7、第5級の8および第7級の11のいずれか1つに該当する後遺障害の場合には、両上肢、両下肢、10手指または10足指については、それぞれ同一部位とします。
- (4) 醜状障害については、頭部、顔面、頸部を同一部位とします。
- (5) 精神・神経障害については、精神、神経の両方を同一部位とします。
- (6) 胸腹部臓器（外生殖器を含みます。）は、すべて同一部位とします。

身体部位の説明図



JF 共水連各事業本部・事業所等所在地

(令和2年4月1日現在)

事業本部・事務所名		郵便番号	住 所	電話番号
本 所	事務センター近畿事業所	101-0047	千代田区内神田1-1-12 コープビル	03-3294-9641
	事務センター四国事業所	514-0009	津市羽所町515 第2いけだビル	059-213-1212
	事務センター四国事業所	790-0002	松山市二番町4-6-2 水産会館	089-933-9740
北海道事務所		060-0003	札幌市中央区北3条西7-1 第2水産ビル	011-241-6761
東北ブロック	東北事業本部	985-0001	塩釜市新浜町2-9-32 第2水産会館ビル	022-364-3821
	青森支店	030-0803	青森市安方1-1-32 水産ビル	017-722-7771
	岩手支店	020-0023	盛岡市内丸16-1 水産会館	019-625-2285
	宮城支店	985-0001	塩釜市新浜町2-9-32 第2水産会館ビル	022-364-3511
	秋田支店	010-0951	秋田市山王3-8-15 水産会館	018-865-1661
	山形支店	998-0036	酒田市船場町2-2-1 県漁業協同組合	0234-22-0021
福島支店	970-8044	いわき市中央台飯野4-3-1 水産会館	0246-28-4744	
関東・東海ブロック	東京都事務所	108-0075	港区港南4-7-8 都漁連水産会館	03-6433-0717
	関東東海事業本部	101-0047	千代田区内神田1-1-12 コープビル	03-3294-9868
	茨城支店	310-0011	水戸市三の丸1-1-33 すいさん会館	029-225-2036
	千葉支店	260-0021	千葉市中央区新宿2-3-8 水産会館	043-242-6821
	神奈川支店	236-0051	横浜市金沢区富岡東2-1-22 県漁連ビル	045-778-5030
	静岡支店	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル	054-251-1202
愛岡支店	460-0002	名古屋市中区丸の内3-4-31 水産会館	052-961-2647	
北陸ブロック	北陸事業本部	920-0022	金沢市北安江3-1-38 水産会館	076-254-5575
	新潟支店	950-0078	新潟市中央区万代島2-1 水産会館	025-244-6308
	富山支店	930-0096	富山市舟橋北町4-19 森林水産会館	076-432-3832
	石川支店	920-0022	金沢市北安江3-1-38 水産会館	076-234-8825
	福井支店	910-0006	福井市大手2-8-10 水産会館	0776-23-3769
近畿ブロック	三重県事務所	514-0005	津市広明町323-1 水産会館	059-226-9191
	京都府事務所	624-0914	舞鶴市宇下安久無番地 水産会館	0773-75-0224
	兵庫県事務所	673-0883	明石市中崎1-2-3 水産会館	078-919-1377
	和歌山県事務所	640-8241	和歌山市雑賀屋町東ノ丁30 水産会館	073-428-2363
中国ブロック	岡山県事務所	700-0823	岡山市北区丸の内1-9-6 児島湾漁村センター	086-230-2787
	鳥取県事務所	680-0802	鳥取市青葉町3-111 水産会館	0857-23-1362
	島根県事務所	690-0007	松江市御手船場町575 水産会館	0852-21-0005
	広島県事務所	730-0051	広島市中区大手町2-9-6 水産会館	082-544-3366
	山口県事務所	750-0067	下関市大和町1-16-1 下関漁港ビル	083-261-6000
四国ブロック	愛媛県事務所	790-0002	松山市二番町4-6-2 水産会館	089-933-9732
	四国事業本部	760-0031	高松市北浜町9-12 信漁連会館	087-897-5220
	徳島支店	770-0873	徳島市東沖洲2-13 水産会館	088-636-0543
	香川支店	760-0031	高松市北浜町9-12 信漁連会館	087-851-4492
	高知支店	780-0870	高知市本町1-6-21 水産会館	088-825-1863
九州ブロック	長崎県事務所	850-0036	長崎市五島町2-27 漁協会館	095-823-5635
	大分県事務所	870-0021	大分市府内町3-5-7 水産会館	097-536-6711
	鹿児島県事務所	890-0053	鹿児島市中央町29-1 鹿児島共栄火災ビル	099-256-1361
	九州事業本部	810-0073	福岡市中央区舞鶴2-4-19 水産会館	092-737-6640
	福岡支店	810-0073	福岡市中央区舞鶴2-4-19 水産会館	092-781-4654
	佐賀支店	840-0034	佐賀市西与賀町屋外826-1 水産会館別館	0952-29-6333
	熊本支店	861-5274	熊本市西区新港1-4-15 水産会館	096-329-2400
宮崎支店	880-0858	宮崎市港2-6 水産会館	0985-27-6711	
沖縄支店	900-0016	那覇市前島3-25-39 水産会館	098-860-2626	
事務隔所	大阪府漁業協同組合連合会	596-0015	岸和田市地藏浜町11-1	072-422-4763
	滋賀県漁業協同組合連合会	520-0801	大津市におの浜4-4-23	077-524-2418
お客様相談センター(本所)		受付：午前10～12時 午後1～5時(土日・祝日・年末年始を除く)		



お問い合わせは

N007408(R 2 . 4. 昭 . 2,500)

(令和 2 年 4 月 1 日)